

4月1日から「介護予防・日常生活支援総合事業」 (総合事業)が始まります

総合事業を利用して、介護予防に取り組みましょう！

これから高齢化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活するためには、地域全体で高齢者を支えるとともに、自分自身でも介護が必要な状態にならないよう、予防することが大切です。そのための取組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を4月から開始します。

総合事業ってなに？

要支援認定を受けている人や生活機能が低下してきた人が、要介護状態となることを防ぎ、生きがいのある生活を送るための事業です。

総合事業が始まると

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を通して、介護予防と日常生活の自立を支援します。

●介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「介護予防・生活支援サービス事業」に移行

要支援認定を受けている方への介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス・通所型サービスに移行します。

●サービスの利用手続きを一部簡素化

65歳以上の方で、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用したい場合は、要支援認定を受けなくても、基本チェックリストの判定に基づいて、サービスを利用できるようになります。

●一次予防事業と二次予防事業が「一般介護予防事業」に移行

これまで二つに分かれていた介護予防事業が、「一般介護予防事業」として一本化されます。

総合事業のサービスの内容は？

●介護予防・生活支援サービス事業

【利用対象者】介護保険で要支援1・2の認定を受けた人

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人

【サービスの種類】①訪問型サービス（これまでの介護予防訪問介護に相当）

→ホームヘルパーが訪問し、生活上の支援を行います。

②通所型サービス（これまでの介護予防通所介護に相当）

→通所介護事業所で日常生活機能の向上・維持のための訓練と食事・入浴などのサービスを提供します。

※介護予防・生活支援サービス事業の費用は、所得に応じて1割または2割の自己負担となります。



●一般介護予防事業

【利用対象者】65歳以上の人

【サービスの種類】これまでと同様に、介護予防や健康づくりのための「介護予防健康教室」や「認知症予防教室」などを実施します。